

## なりすましによる不正な口座開設の防止に関する実証

1. 申請者：株式会社カウリス 代表取締役 島津 敦好 / 関西電力株式会社 送配電カンパニー カンパニー長 土井 義宏(2019年2月13日申請)
2. 主務大臣： 個人情報保護委員会/経済産業大臣 (2019年3月6日認定)

### 3. 実証計画の概要

- (1) 株式会社セブン銀行（以下、「セブン銀行」という。）がインターネット上で受け付けた口座開設の申請につき、株式会社カウリス（以下、「カウリス」という。）が提供する既存の不正検知サービスにおいて、関西電力株式会社（以下、「関西電力」という。）の保有する電力設備情報の一部を活用することで、顧客が提示する申請内容が適正であるかどうかを判定する。
  - ① カウリスは、セブン銀行から、非対面顧客が口座開設申請に際して提示した申請者情報の一部を受け取る。
  - ② カウリスは、取得した申請者情報の一部を関西電力に送信する。
  - ③ 関西電力は、電力設備情報のうち本実証に必要な情報（以下「E データ」という。）とカウリスから受信した情報を照合し、その結果をカウリスに返信する。
  - ④ カウリスは、関西電力から受け取った E データとの照合結果を踏まえ、なりすましの可能性に関するリスク情報として、セブン銀行に提供する。
- (2) 実施期間は 2019 年 3 月 18 日から 6 月 30 日まで。
- (3) 実施場所は関西電力の管轄内の一部地域。
- (4) 対象として 3 か月間でおおよそ 6,000 件程度の口座開設案件を見込む。

### 4. 実証の意義

- ・「なりすまし」により開設された口座（アカウント）を用いた非対面取引での不正な購入による被害（2017年時点で236億円）が急増しており、それに対する新たな未然防止手段として、不正な口座開設の検知サービスにおける電力設備情報の利用の実効性を検証する。
- ・本実証は、電力会社が保有する電力設備情報の活用の新たな可能性を開き、電力会社と IT 企業が連携した新たなビジネスモデルを構築することができる可能性が広がるもの。

## 5. 新技術等関係規定に違反しないことの考え方

### (1) 電気事業法第 23 条との関係

本実証は、不正な口座開設及び当該口座の不正利用を未然に防ぐという公益的な目的を有しており、①目的外利用又は他者に提供することがないようカウリス及び関西電力において契約上及びシステム上の措置が講じられていること、②カウリス以外の者からの情報提供依頼に対しても、当該依頼に係る実証内容及び実証方法が、本実証の実証内容及び実証方法に類似するものであり、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する場合においては、関西電力は同様に提供に応じる（ただし、小売電気事業者間の公正な競争環境を阻害するおそれがある場合には提供に応じない。）ことにより、小売電気事業者間の公正競争を阻害せず、電気事業法第 23 条には抵触しない。

### (2) 個人情報保護法第 23 条との関係

関西電力がカウリスに提供する「E データとの照合結果」は、不正な口座の開設及び当該口座の不正利用を未然に防ぐという公益的な目的のために利用するものである。犯罪による収益の移転防止に関する法律では、第 4 条で取引時確認の義務を事業者に対し課している。本件において、関西電力からカウリスへの照合結果の返信は、セブン銀行から委託を受けたカウリスが、同確認事務の一環として行うものであるため、個人情報保護法第 23 条第 1 項第 1 号の「法令に基づく場合」に該当する。

## ○電気事業法

(禁止行為等)

第二十三条 一般送配電事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 託送供給及び電力量調整供給の業務に関して知り得た他の電気を供給する事業を営む者（以下「電気供給事業者」という。）及び電気の使用者に関する情報を当該業務及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する特定契約に基づき調達する同条第二項に規定する再生可能エネルギー電気の供給に係る業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 (略)

2 (略)

## ○個人情報保護法

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合

二～四 (略)

2～6 (略)